

介護予防・日常生活支援総合事業 「いわき市生活援助サービス」事業説明会

説明構成

- 1 いわき市生活援助サービスの概要について・・・P2～P20
- 2 いわき市生活援助サービスの報酬、単価について・・・P21～P28
- 3 いわき市生活援助サービスの人員等の基準について・・・P29～P33
- 4 いわき市生活援助サービスの指定申請等について・・・P34～P39、資料2～4参照
- 5 その他(今後のタイムスケジュール、問い合わせ先等)・・・P40～P43

1 いわき市生活援助サービスの概要について

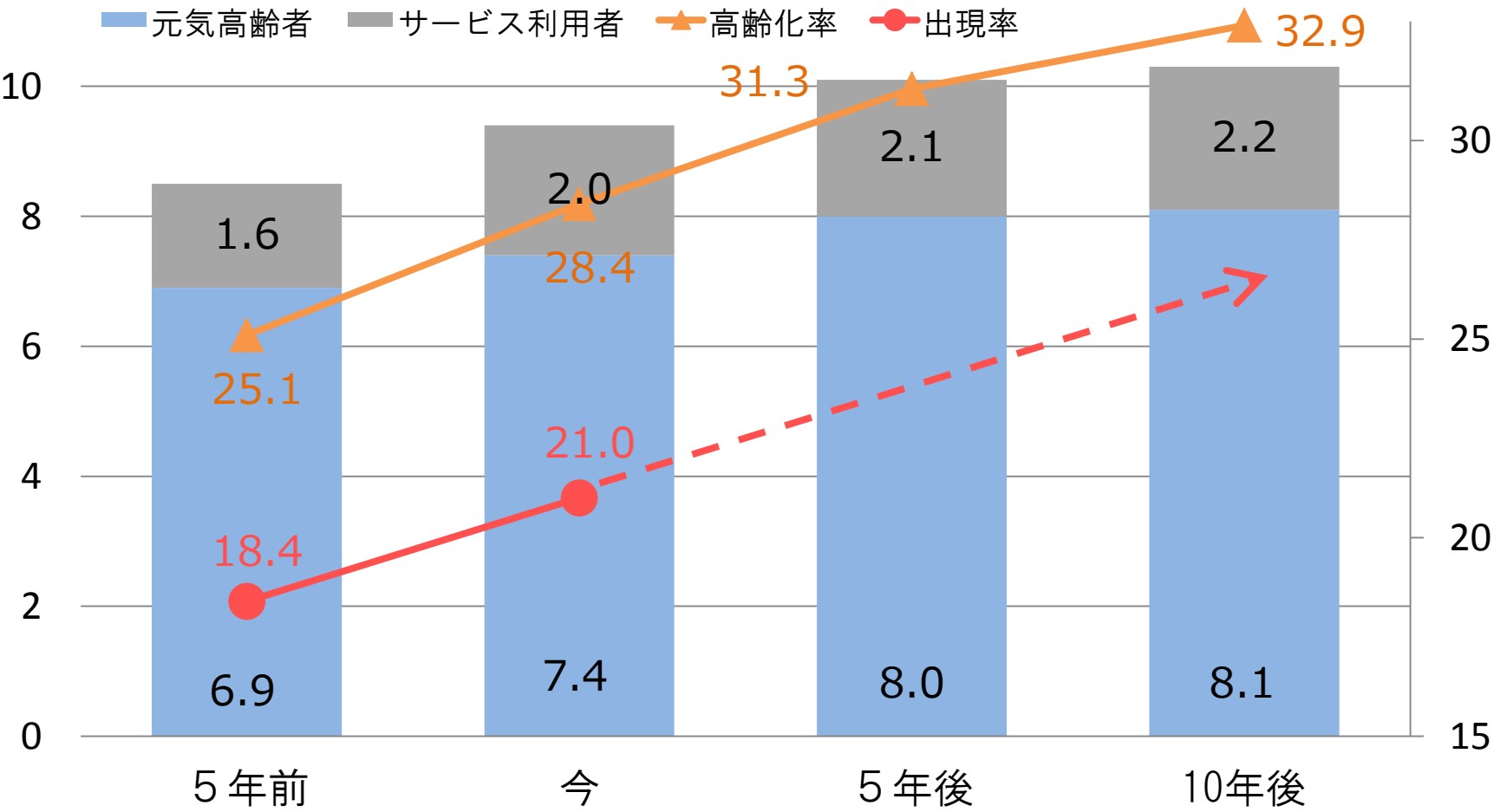
「いわき市生活援助サービス」とは？

市が開催する研修を修了した方が高齢者宅を訪問し、洗濯、掃除等の家事援助を行うサービスです。

※あくまでも**サービス内容については「老計第10号」通知の家事援助に定められた範囲内のもの**であり、サービス内容の自由度が増すものではないので注意!!

本市を取り巻く、高齢者数・介護認定者数

いわき市の現状



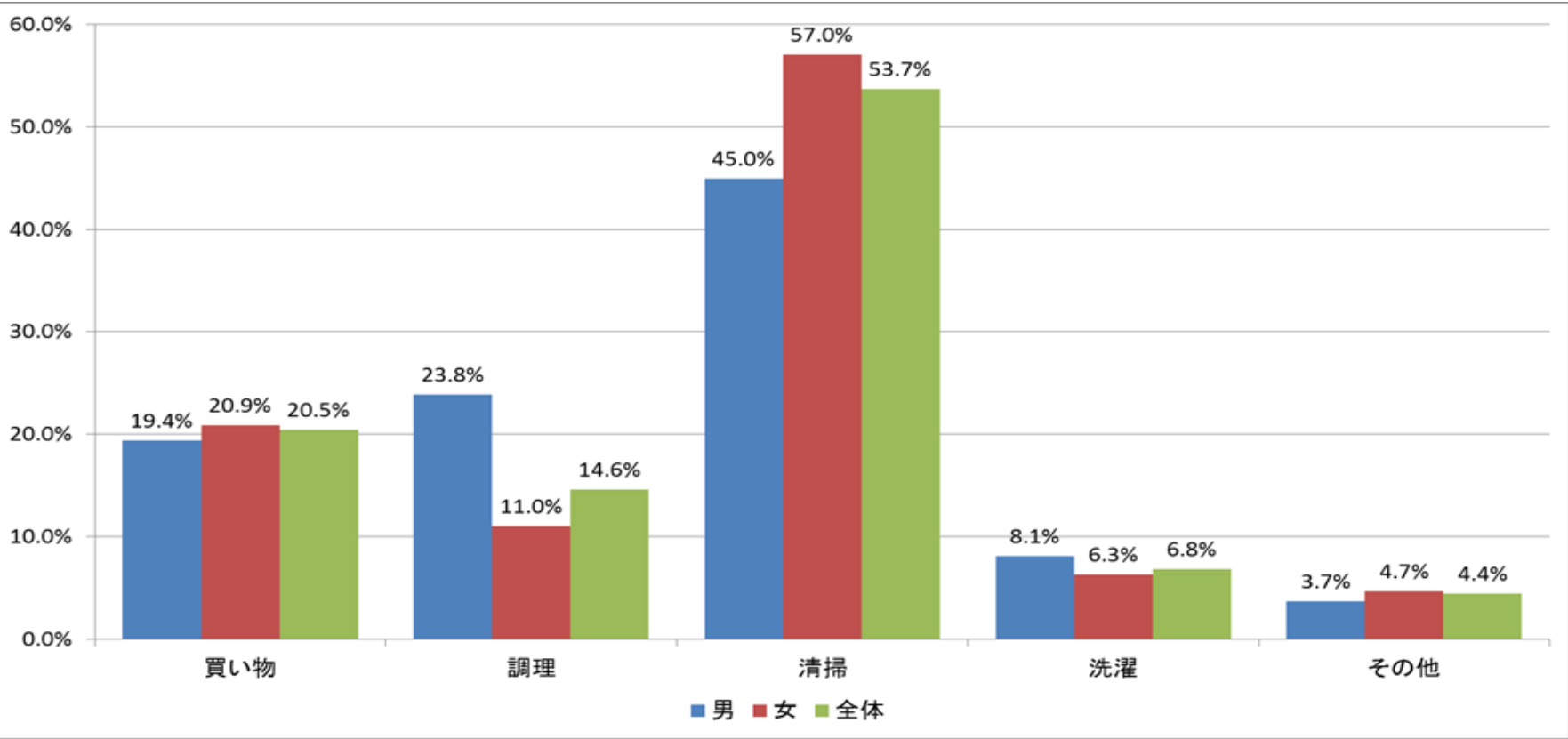
要支援認定者が介護サービスに求めるニーズ

いわき市の現状

介護予防訪問介護の利用内訳（H28.4月現在）

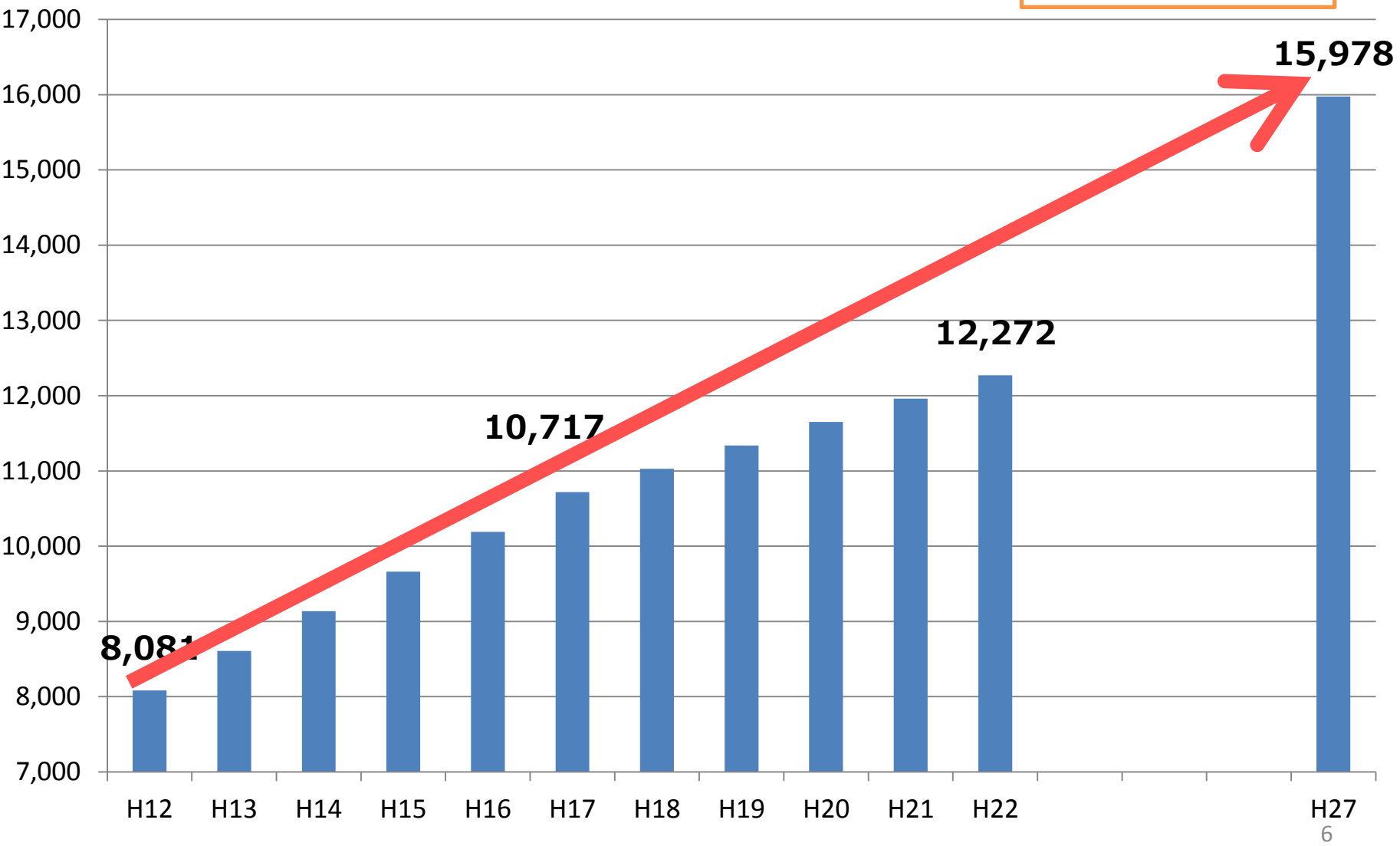
訪問介護については、市全体で延べ1,918名が利用
うち、**家事援助1,857名（96.8%）**
身体介護 61名（3.2%）

家事援助の利用目的： 清掃（53.7%）、買い物（20.5%）といった**生活支援ニーズが高い**



いわき市の現状

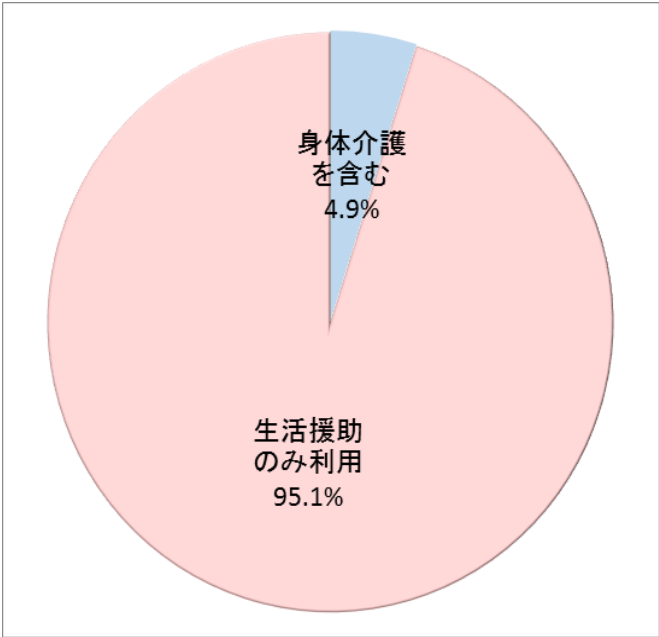
本市の高齢独居世帯“数”の推移



事業対象者・要支援者のサービス利用内訳

認定区分	サービス利用者総数	身体介護利用者数	身体介護利用割合
事業対象者	60	2	0.3%
要支援 1	252	6	0.8%
要支援 2	482	31	3.9%
計	794	39	<u>4.9%</u>

いわき市の現状



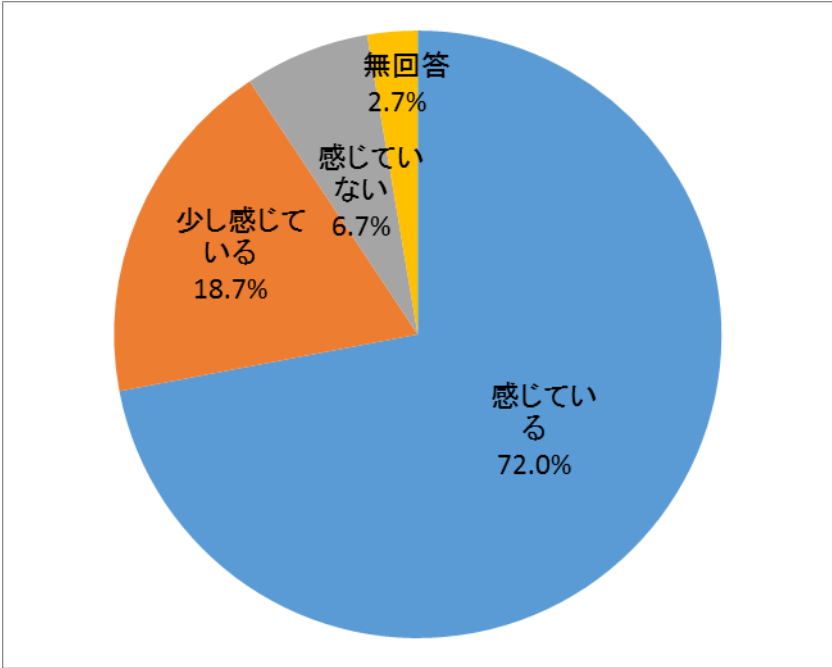
要支援者等のうち約95%の方は「生活援助のみ」を利用しており、生活支援ニーズが高い一方で、身体介護ニーズは少ない状況。

出典：介護予防・日常生活支援総合事業における「緩和した基準による訪問型サービス」に関するアンケート調査報告書より抜粋

介護人材の不足感

いわき市の現状

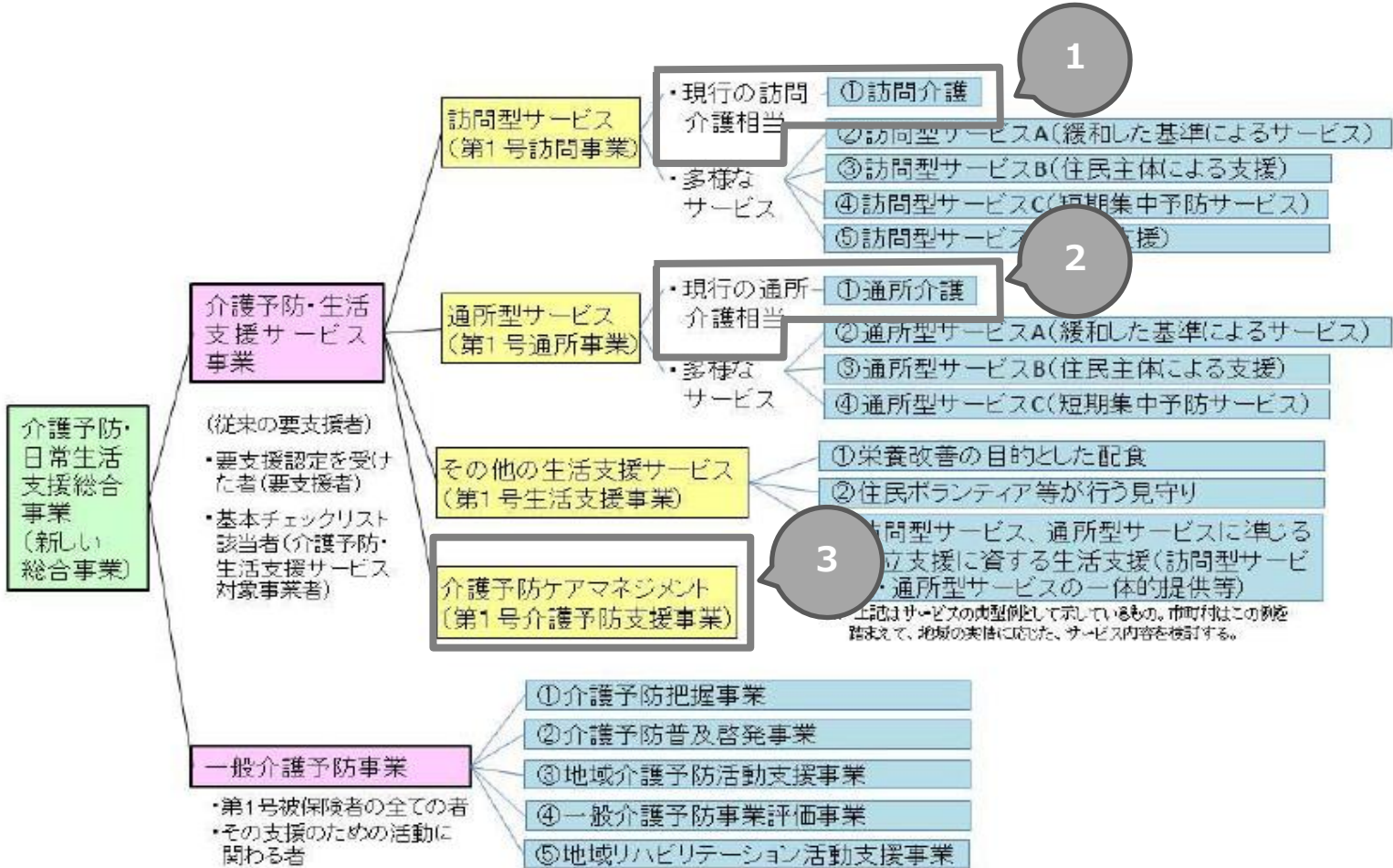
不足感	回答数	割合
感じている	54	<u><u>72.0%</u></u>
少し感じている	14	<u><u>18.7%</u></u>
感じていない	5	6.7%
無回答	2	2.7%
計	75	100.0%



訪問介護員の不足を「感じている」事業所が約72%、「少し感じている」事業所が約19%と約91%の事業所が介護人材不足を感じている。

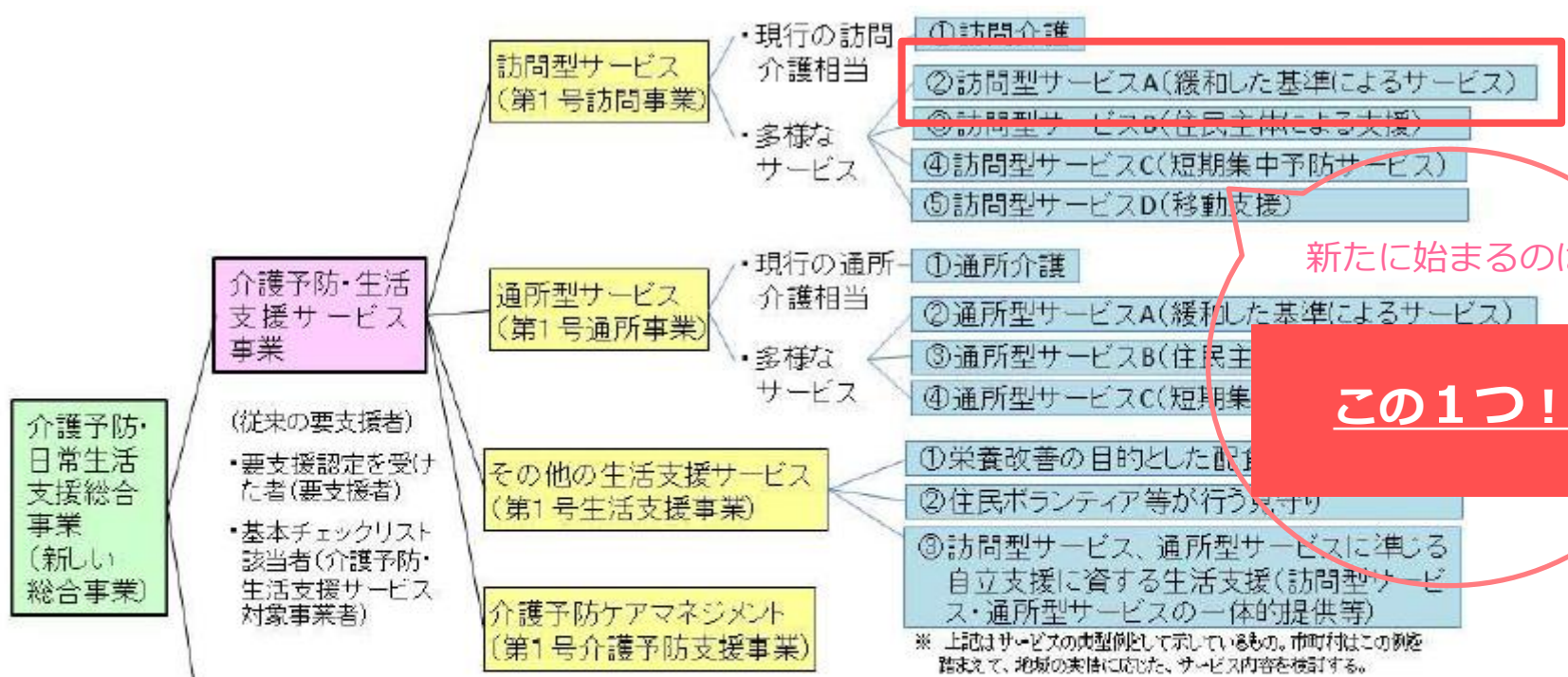
出典：介護予防・日常生活支援総合事業における「緩和した基準による訪問型サービス」に関するアンケート調査報告書より抜粋

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス類型（国が示す典型例）



本市の総合事業は… **平成29年1月1日** から移行し、**平成29年4月以降**
随時多様なサービスを導入することとしました。

いわき市生活援助サービスを国の類型に当てはめると・・・



新たに始まるのは

この1つ!

多様なサービスの1つである「いわき市生活援助サービス」は…

平成29年9月1日

から始まります!!

なぜ、「生活援助サービス」が本市に必要なのか？

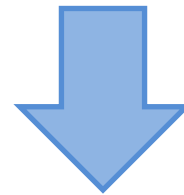
今後、ますます少子高齢化が進行することで・・・

①要介護高齢者の人口が増加

⇒**高齢者の生活支援ニーズが高まり、多様化が予想される**

②生産年齢の減少

⇒**介護の担い手が不足する**



つまり・・・

高齢者の多様なニーズが増える一方で高齢者を支える側の担い手が減少し、対応しきれないという問題が出てくる。

そのため・・・

①介護人材のすそ野を広げる

②より専門的な支援を必要とする方へ専門職が集中できる体制づくり

を目的に**現在の訪問介護員以外でも市の開催する研修を修了した方が掃除や洗濯等の家事支援を提供する市独自サービスとして「いわき市生活援助サービス」を創設。**

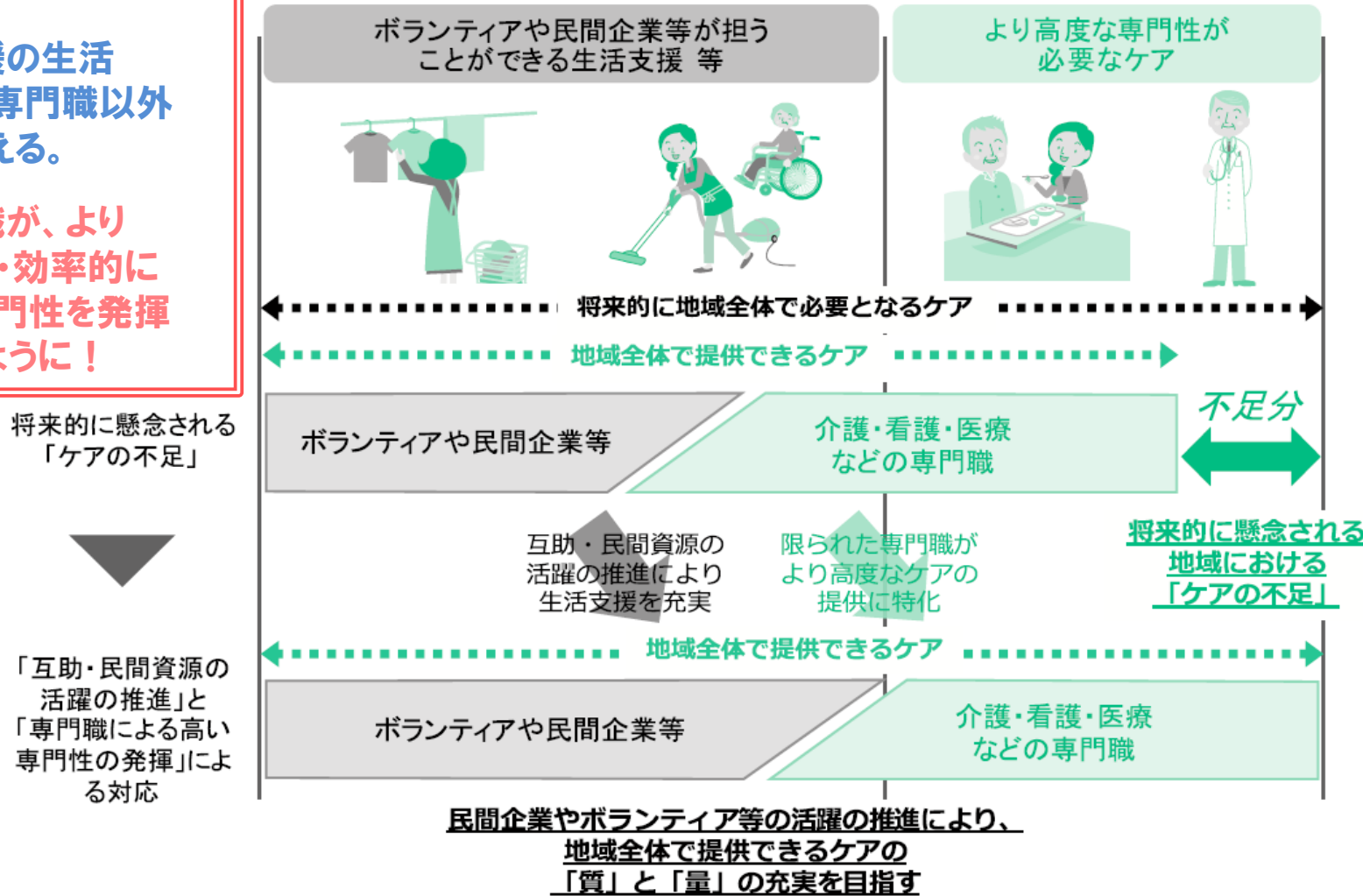
※なお、当面は、人員等の基準を緩和したサービスについては「訪問型」のみとし、「通所型」については導入の必要性を検討することとする。

- ① 予防で、防ぐ。
 - ・認定者を増やさない
 - ・重篤させない

- ② 要支援の生活支援を専門職以外でも支える。

⇒ 専門職が、より効果的・効率的に高い専門性を発揮できるように！

図表 適切な役割分担と高い専門性の発揮（イメージ）



「介護予防訪問介護相当サービス」と「生活援助サービス」の相違点

	介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
(1) ケアマネジメント	介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント	現行相当サービス同様
(2) 利用対象者	要支援１・２または事業対象者	要支援１・２または事業対象者かつ <u>特段の配慮が不要な方</u>
(3) サービス内容	身体介護、生活援助	<u>生活援助のみ</u>
(4) 実施方法	指定事業者制	現行相当サービス同様
(5) サービス提供者	指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（みなし含む）	指定介護予防訪問介護相当サービスのほか、 <u>NPO法人、民間企業等の多様な主体（法人格の有無は問わない）</u>
(6) 人員等の基準	従前どおり	<u>人員等の基準（資格要件など）を緩和</u>
(7) 単位	従前どおり	<u>独自単位</u>
(8) 報酬体系	包括報酬または出来高報酬	<u>出来高報酬のみ</u>
(9) 月途中の利用開始	日割り	<u>日割りなし</u>
(10) サービスコード	従前どおり	<u>新規サービスコード設ける</u>
(11) 給付制限の有無	なし	現行相当サービス同様
(12) 利用者負担割合	１割または２割	現行相当サービス同様
(13) 限度額管理	限度額管理対象	現行相当サービス同様
(14) 請求・支払	国保連合会経由	現行相当サービス同様
(15) 社会福祉法人減免	適用あり	<u>適用なし</u>

「いわき市生活援助サービス」従事者養成研修について

(1) 実施主体

市が基礎研修を実施

なお、基礎研修修了者を雇用後、実務研修として事業所において同行訪問等のフォローアップをお願いします。

「いわき市生活援助サービス」従事者養成研修について

(2) 基礎研修の受講要件

- ア 市内在住の方（年齢上限なし）
- イ 運動制限等の指示がない方
- ウ 生活援助サービスの従事者として就労意欲のある方
- エ 研修の全日程を受講できる方

※なお、いわき市生活援助サービスの研修修了者は「いわき市」の生活援助サービスのみ提供が可能となります。

「いわき市生活援助サービス」従事者養成研修について

(3) 基礎研修の開催

ア 開催回数

平成29年度は8月下旬～翌2月まで毎月開催（7コース）

イ 研修日数

1コースあたり 3日間×5時間＝15時間

ウ 申込方法

電話若しくはFAXにて **株式会社ニチイ学館いわき支店**へお申込み下さい。

[TEL:0246-21-7898](tel:0246-21-7898) [FAX:0246-21-7931](tel:0246-21-7931)

※FAXは市HPに様式を掲載予定ですのでそちらを御活用下さい。

エ 研修定員

おおむね20名程度（最大25名まで可） **先着順**

オ 研修内容

詳細は市HPをご覧ください。

カ 研修お知らせ

毎月広報いわきにて当月の研修開催情報掲載、市HPは随時更新していきますのでご確認下さい。

「いわき市生活援助サービス」従事者養成研修について

(4) 従事者確保の方法

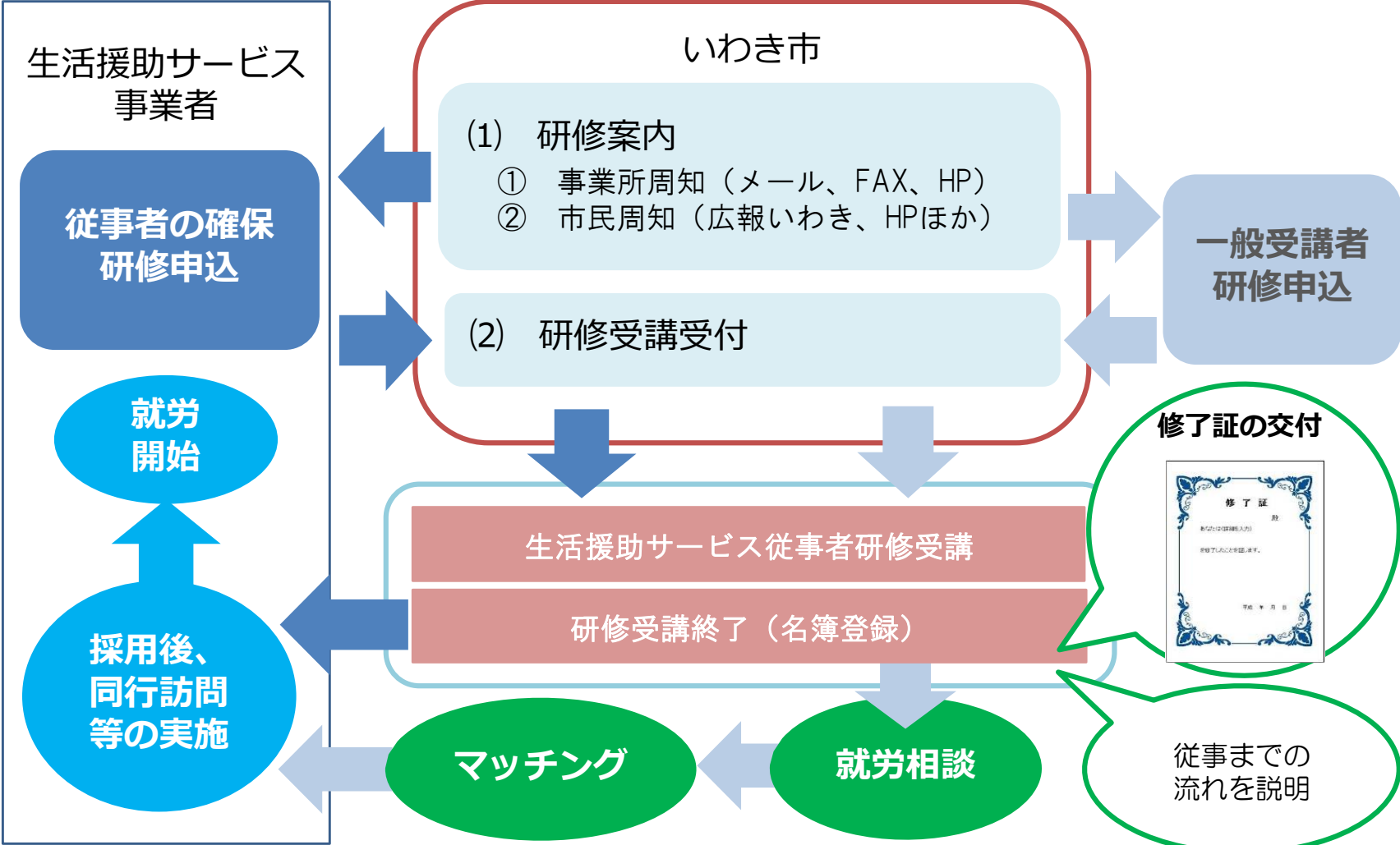
パターン1：事業所が独自で従事者となり得る方を確保し、市の養成研修を受講する場合

パターン2：ハローワークを通じて従事者と事業所のマッチングを行う場合

※②の場合、事業所にてハローワークに求人票を出す場合、求人票備考欄に「生活援助サービスに係る従事者希望」など生活援助サービスに係る人材を希望している旨をハローワークに分かるよう記載することが必要。

「いわき市生活援助サービス」従事者養成研修について

研修受講から就労開始までのフロー図



「いわき市生活援助サービス」従事者養成研修について

(5) 第1回 従事者養成研修開催日時

● 日 程

1日目：平成29年8月24日（木）9:30～15:30

2日目：平成29年8月25日（金）9:30～15:30

3日目：平成29年8月28日（月）9:30～15:30

● 場 所

【1日目・2日目】

いわき市文化センター 2F 第1会議室

【3日目】

いわき市文化センター 1F 大講義室

上記の日程で行いますので従事者となり得る方がいらっしゃいましたら研修へのお申込みをお願いします。

2 いわき市生活援助サービスの報酬、単価について

「いわき市生活援助サービス」利用対象者（状態像）について

要支援 1, 2 又は事業対象者で、生活援助が必要な方で**特段の配慮が不要な方**

【特段の配慮の例】

- ① 認知症や精神疾患・知的障害による問題行動等が見られる方（または疑われる方）であって日常生活に支障があり、専門的な配慮を要する方
- ② 退院直後等で、自立支援に向け、継続的な専門サービス提供が必要な方
- ③ 悪性腫瘍など状態が不安定で悪化しやすく短期間のうちに身体介護の利用が想定される方
- ④ 状態が変動しやすく、日によって身体介護と生活援助を使い分ける必要がある方
- ⑤ 医師の指示等で調理に特段の配慮が必要な方
- ⑥ その他、サービス担当者会議において、現行相当サービスによる生活援助の提供が必要と判断された方（社会福祉法人減免等利用者、対応困難者など）

※現行相当サービスを利用する場合には、サービス計画に【特段の配慮を要する】旨の記載をお願いします。

「いわき市生活援助サービス」で提供できるサービス内容

区 分	内 容
サービス準備	家事援助を行うための事前準備として、必要に応じて実施するもの。 ①健康チェック（利用者の安否確認、顔色等チェック。事前に情報入手し声かけ確認） ②環境整備（換気、室温、日当たりの調整等） ③相談援助、情報収集・提供（ケアマネ等への連絡調整・情報提供）
掃除	①居室内やトイレ、卓上等の清掃（日常生活範囲を超えるものは不可） ②ごみ出し ③準備・後片付け
洗濯	①洗濯機による洗濯 ②洗濯物の乾燥（物干し） ③アイロンがけ ④洗濯物の取り入れと収納
ベッドメイク	①利用者不在のベッドでのシーツ交換 ②布団カバーの交換
衣類の整理・被服の補修	①衣類の整理（夏・冬物等の入替え） ②被服の補修（ボタン付け、破れの補修）
一般的な調理・配下膳	①配膳、後片付けのみ ②一般的な調理（専門的配慮のいらないものに限る。お節など過度な手間がかかる料理も除く。）
買い物・薬の受け取り	①日常品等の買い物（内容確認、品物・つり銭確認を含む。） ②薬の受け取り（薬の受け取りのみ。服薬補助や残薬管理を行うものではない）

ポイント1

○身体介護は行いません！！

ポイント2

○生活援助の内容は老計第10号通知（別紙資料1巻末参照）に基づき設定しますので、サービス内容の自由度が増すものではありません！！

「いわき市生活援助サービス」具体的な報酬・単価について

(1) サービスコード（別紙資料 1 の巻末にコード表添付）

種別	介護予防訪問 介護	現行相当サービス		いわき市生活援助 サービス
		みなし	独自	
サービス コード	6 1	A 1	A 2	<u>A 3</u>

(2) 基本報酬

	指定事業所	単独
20分以上45分未満	1 8 3 単位	1 6 2 単位
45分以上	2 2 5 単位	2 0 0 単位
緊急時対応(※1)	1 6 5 単位	

※1 訪問時、利用者が倒れているなど、計画されたサービスを提供できず、その代わりに緊急時の対応をした場合に算定します。

(3) 加算（注：処遇改善加算は生活援助サービスにおいては対象外）

名称	単位／月	考え方
初回加算	200単位	過去2月間（歴月）において、サービス提供する事業所から、指定介護予防訪問介護及び第1号訪問型サービスの提供を受けていない場合に算定できる。 （指定訪問介護は可）
特別地域加算	15%加算	厚生労働大臣が定める地域（特別地域）に所在する指定生活援助サービス事業所が指定生活援助サービスを行った場合に算定できる。 （現行相当サービスと同様）
中山間地域加算	10%加算	厚生労働大臣が定める地域（中山間地域）に所在し、また厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活援助サービス事業所が生活援助サービスを行った場合に算定できる。 （現行相当サービスと同様）
市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算（※1）	10%加算	市長が定める地域に居住する者へ指定生活援助サービス事業所がサービス提供した場合に算定できる。 （事業所の実施地域内でも可）

※1 市長が定める地域

遠野地区全域、小川地区全域、三和地区全域、田人地区全域、川前地区全域、久之浜・大久地区全域、内郷（高野町）、好間地区（榊小屋・大利）、勿来地区（川部町・沼部町・三沢町・山玉町・瀬戸町）

2 報酬等のまとめ

	介護予防訪問介護相当サービス	いわき市生活援助サービス
対象者区分	要支援1，2又は事業対象者（共通）	
状態像	「 身体介護 が必要な方」または「 【特段の配慮】 が必要な方」	利用するサービスが 生活援助 であって、 【特段の配慮】 が不要な方
利用できる回数	・要支援1・事業対象者 週1回程度 週2回程度 ・要支援2・事業対象者 週1回程度 週2回程度 週2回を超える程度	・要支援1 月8回まで ・事業対象者 月8回まで（原則） 月12回まで（例外） ・要支援2 月12回まで
報酬体系	包括報酬 1月あたり 単位	出来高報酬 1回あたり 単位
提供できるサービス内容	身体介護及び生活援助	生活援助のみ
特定の地域に居住する者へサービス提供する場合の加算	厚生労働大臣の定める地域 へ居住する者へ通常の実施地域を超えてサービス提供する場合 5%	市長が定める地域 に居住する者へのサービス提供加算 10%

「現行相当サービス」と「生活援助サービス」の併用について

訪問型サービスで身体介護と生活援助の両方のサービスを使う場合は、**身体介護を現行相当サービス**、**生活援助をいわき市生活援助サービス**で利用することが考えられる。

【併用する場合の具体例】

○パターン①

週2回介護予防訪問介護相当サービスを利用している方（**2, 335単位／月**）

週1回のタクシーでの通院援助（身体介護）と週1回の買い物（生活援助）を利用

→**身体介護4回／月（現行相当）**、**生活援助4回／月（指定事業所で45分以上）**

266単位（月1～4回） ※1×4 + 225単位×4 = 1, 964単位

○パターン②

週2回を超える介護予防訪問介護相当サービスを利用している方（**3, 704単位**）

週1回程度の通院援助と（身体介護）、週1回の買い物同行（身体介護）及び週1回の掃除（生活援助）を利用。

→**身体介護8回／月（現行相当）**、**生活援助4回／月（指定事業所で45分以上）**

270単位（月5～8回） ※1×8 + 225単位×4 = 3, 060単位

注意）併用する場合、請求は**出来高報酬（現行相当）** + **出来高報酬（生活援助）**

現行相当サービス部分も出来高報酬のみ！！包括報酬では請求できません！！

※1 単位については次スライドにて説明

補足：パターン①とパターン②の現行相当サービスの単位について

資料 1 p8の【A1訪問型サービスサービスコード表】の一部抜粋

A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (みなし) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) <u>266単位</u> ※1月の中で全部で4回まで				266
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		239
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一						167
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (みなし) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) <u>270単位</u> ※1月の中で全部で5回から8回まで				270
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		243
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一						170
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (みなし) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで				285
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		257
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一						180

3 いわき市生活援助サービスの人員等の基準について

「介護予防訪問介護相当サービス」と「生活援助サービス」の相違点

区分	介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
管理者	○常勤・専従1以上 ○支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	○ <u>専従1以上</u> ○支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
訪問介護員等 （生活援助サービス：訪問支援員と呼称）	○常勤換算2.5以上 ○資格要件 ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者	○ <u>必要数（※1）</u> ○資格要件 ・ <u>市が実施する研修修了者</u> ※ 介護福祉士、初任者研修修了者等は研修免除
サービス提供責任者 （生活援助サービス：事業責任者と呼称）	○常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ○資格要件 ・介護福祉士、実務者研修修了者 ・3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ○一部非常勤職員も可	○ <u>上記の訪問支援員のうち、利用者50人に1以上</u> ○資格要件 ・ <u>市が実施する研修修了者</u> ※ 介護福祉士、初任者研修修了者等は研修免除 ○非常勤職員も可

※1 訪問支援員の事故に備え、2名以上とすることが望ましい。訪問支援員は10人程度に1名以上を目安とする。なお、支障がない場合は、超えることも可。

設備、運営基準について

	内 容
設備基準	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品
運営基準	○個別サービス計画の作成 ○訪問支援員の清潔の保持、健康状態の管理 ○訪問支援員又は訪問支援員であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止、休止の届出と便宜の提供 ○運営規程等の説明・同意 ○サービス提供の記録 ○利用料の受領 ○苦情処理 ○提供拒否の禁止 など

※設備基準、運営基準については、介護予防訪問介護相当サービスと変更なし。

指定（介護予防）訪問介護事業所が「介護予防訪問介護相当サービス」及び「生活援助サービス」どちらも実施する場合の人員基準

区 分	基 準
人 員 基 準	【管理者】 ○ <u>現行の管理者の兼務を可とする。</u>
	【訪問支援員（生活援助サービスにおける従事者の呼称）】 ○訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合、<u>訪問介護員等が、訪問支援員を兼務することも可とする。</u>しかし、<u>訪問支援員としての勤務時間を訪問介護員等の常勤換算数の計算には算定できない。</u>
	【事業責任者（生活援助サービスにおけるサービス提供責任者の呼称）】 ○非常勤のサービス提供責任者が勤務時間外に、事業責任者の業務に非常勤として従事可能。 ただし、<u>事業責任者としての勤務時間を訪問介護員等の常勤換算数の計算には算定できない。</u> ※ <u>指定訪問介護事業所等に常勤のサービス提供責任者が1名しかいない場合、兼務不可な点に注意（訪問介護事業所の非常勤の訪問介護員が事業責任者を兼務することは可能）</u> ○<u>サービス提供責任者実務経験者が事業責任者（専任）となる場合、利用者60人に1以上</u>

指定（介護予防）訪問介護事業所が「介護予防訪問介護相当サービス」及び「生活援助サービス」どちらも実施する場合の配置例

例 1	訪問介護又は現行相当サービス利用者 40名	生活援助サービス利用者 10名
配置例① 基本配置	 サービス提供責任者 1以上  訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	 事業責任者 1 (訪問支援員のうち 1)  訪問支援員 必要数
配置例② 訪問介護員 等が兼務	 サービス提供責任者 1以上  訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	 事業責任者 1 (訪問介護員等が兼務)  訪問支援員 必要数
訪問介護員等が訪問支援員を兼務することも可だが、訪問支援員としての勤務時間を訪問介護員等の常勤換算数の計算には算定できない。		
例 2	訪問介護又は現行相当サービス利用者 60名	生活援助サービス利用者 10名
配置例① 基本配置	 サービス提供責任者 常勤 1 + 非常勤  訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	 事業責任者 1 (訪問支援員のうち 1)  訪問支援員 必要数
配置例② 非常勤サー ビス提供責 任者が兼務	 サービス提供責任者 常勤 1 + 非常勤  訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	 事業責任者 1 (非常勤サービス提供責任者が兼務)  訪問支援員 必要数
※ 非常勤のサービス提供責任者が勤務時間外に、事業責任者の業務に非常勤として従事可能。		

4 いわき市生活援助サービスの指定申請について

事業所の指定申請手続きについて

(1) 指定申請手続き

現在の事業所の指定状況に関わらず…

→ **参入意向のあるすべての事業所において指定申請が必要**

※ 指定申請に必要な書類は**別紙資料2**のとおり。

既に訪問介護事業所の指定を受けている場合、申請書類の一部を省略可能です。

(2) 指定有効期間の考え方

① 申請者が既に指定訪問介護事業所の指定を受けている場合

→ **指定訪問介護事業所と同様の有効期間を設定**

※ 初回のみ有効期間が短くなりますが、以後訪問介護と同時更新可となります。

② 上記以外の場合

→ **6年間**

事業所の指定申請手続きについて

(3) 指定受付開始日及び受付場所

受付開始日：平成29年7月24日（以後随時受付）

受付場所：長寿介護課長寿支援係

(4) 受付締切及び指定年月日

平成29年8月10日までの申請で、平成29年9月1日指定

※ 以後毎月受付を行い、指定希望年月の前月の10日までの申請で、翌月1日付で指定を行います。

例：平成29年9月10日までの指定申請で29年10月1日指定

法人の定款について

既に「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業」のような記載があれば定款変更は不要です。限定的な場合等には定款変更が必要となります。

【定款変更が不要な場合の定款例】

- 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業
- いわき市総合事業における介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業

【定款変更が必要となる場合の定款例】

- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス
- 介護保険法に基づく指定介護予防訪問介護
- 第1号訪問事業における介護予防訪問介護相当サービス

※ 定款変更の手続きが必要な場合、下記の必要書類を**長寿介護課長寿支援係**へ提出してください。

- ① 変更届出書 ② 付表 ③ 勤務形態一覧表 ④ 登記事項証明書（変更後）

契約関係

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者 (介護予防訪問介護相当サービス等)	新規契約	新規説明書で同意
新規利用者	新規契約	新規説明書で同意

生活援助サービスについては、すべての利用予定者に対し、新規の重要事項説明書を用い、新規契約等が必要となります。
契約書・重要事項説明書の作成例については**別紙資料 3・4**を参照してください。

市外の被保険者のサービス利用について

(1) 他市町村被保険者のサービス利用について

他市町村の被保険者（住民票が市外に所在する被保険者）にサービスを提供するためには事業所が他市町村長から、他市町村の総合事業の事業所としての指定を受ける必要があります。

この場合、保険者市町村においていわき市同様の基準を設ける、請求コードを設定する等の手続きが必要になりますので、サービス提供を検討する場合は、必ず事前に保険者市町村に問い合わせを行ってください。

(2) 住所地特例対象施設入居者に係る留意事項について

住所地特例対象施設（住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）に入居している他市町村の被保険者については、保険者市町村の指定を受けずにいわき市のサービスを利用することができます。この場合、いわき市が設定した請求コードを利用し住所地特例として請求可能であるため、保険者市町村での新たなコード設定の必要はありません。

	7月	8月	9月	10月
事業者対応	事業者説明会	質疑対応期間 研修開始 従事者養成	生活援助サービス開始	従事者養成 研修(毎月1回) 開催※翌2月まで
市民周知		指定申請の受付 広報いわき市HP 掲載		パンフレットを作成し、サービス導入後も随時、周知を図っていく

市では広報いわき、市HP、パンフレット等にて広く市民への周知を図っていくこととしますが、既利用者への個別対応について事業所の方々の御協力もお願いいたします。

○事業者説明会

- (1) 7月11日(火) 小名浜公民館 会議室 14時00分～
- (2) 7月12日(水) 市文化センター 大ホール 14時00分～
- (3) 7月14日(金) 総合保健福祉センター多目的ホール 18時30分～
- (4) 7月21日(金) 勿来市民会館 会議室 14時00分～

○指定申請受付開始時期 (再掲 本資料 P 35,36 関連)

- (1) 開始時期：**平成29年7月24日(月)から随時受付**
(平成29年8月10日(木)提出分まで平成29年9月1日指定)
- (2) 受付場所：**長寿介護課 長寿支援係**

1 質問方法について

- 資料担当課へFAXをお願いします。電話での対応はご遠慮いただくようお願いします。
⇒ 事業所説明会において質問票を配布します。
⇒ 質問票は、市ホームページから様式をダウンロードできるようにしておきます。

質問対象資料	問合せ先	FAX
本編資料（パワポ） 【従事者養成研修に関すること （本編資料p15～p20）】	地域包括ケア推進課	0246-22-1289
本編資料（パワポ） 【その他の内容】	長寿介護課 （介護保険係）	0246-22-7547
資料 1		
資料 2	長寿介護課 （長寿支援係）	
資料 3		
資料 4		

2 追加の資料送付について

- 資料送付はしません。
- 説明会資料は、ホームページに掲載しますので、そちらからダウンロード願います。

3 質問に対する回答方法

- 後日、ホームページにて回答します。
- 説明会資料と同ページに掲載します。

説明会資料等の検索方法

【パターン1】

手順①：インターネットより下記URLを入力し、検索。

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1496715196943/index.html>

手順②：検索結果に【**介護予防・日常生活支援総合事業「いわき市生活援助サービス」の導入に係る事業説明会の開催について**】が出てくるので**そちらをクリック**していただければ今回の説明会資料が掲載されているページにアクセスできます。

【パターン2】

手順①：市ホームページにアクセス。

手順②：市ホームページのトップページの**キーワード検索に「生活援助サービス」と入力**し、検索。

手順③：検索ページに【**介護予防・日常生活支援総合事業「いわき市生活援助サービス」の導入に係る事業説明会の開催について**】が出てくるので**そちらをクリック**していただければ今回の説明会資料が掲載されているページにアクセスできます。

※なお、指定申請に関する書類等につきましても【介護予防・日常生活支援総合事業「いわき市生活援助サービス」の導入に係る事業説明会の開催について】のページにリンクを貼りますのでそこからアクセスの上、適宜、書類のダウンロード願います。

最後に事業所の皆様へお願いです。

今後は、介護予防訪問介護相当サービスと生活援助サービスの状態像を整理し、事業所の参入状況をみながら身体介護利用者又は特段の理由がある方のみ介護予防訪問介護相当サービスを利用する方針としたいと考えています。

今後も生活援助サービスを実施しない事業所については、既利用者の事業所変更等について調整等の御配慮をいただけるようお願いします。

閉会 ありがとうございました。